

<前文>

私たちのおいらせ町は、**大海にそそぐ奥入瀬の清流と緑の平野に育まれた美しい町**です。先人が育んだ伝統と歴史を大切にしながら、内外の新しい文化を受け入れて成長する、住民活動の活発な町です。**(自然/歩み/現状)**

今、社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで、私たちは豊かな自然環境や伝統、文化、産業を守り、安心して暮らせる地域社会を次代に継承しなければなりません。**(課題)**

そのためには、まちづくりの主体である町民と行政、議会は、**「自ら解決できる問題は自ら解決する」という自治の原点に立ち、**ともに協力してまちづくりを進める必要があります。**(理念/目的)**

私たちは、子ども達が心豊かに健やかに育ち、大人は誇りを持って人生を送る、希望と活気に満ちた田園定住都市「おいらせ町」を創造するため、ここに自治基本条例を制定します。**(めざす将来の姿)**

<説明>

前文は条例の趣旨を明らかにするためにもうけられるものです。

第1段落ではおいらせ町の現状と歩みが示されており、文章には町民憲章の一部が生かされています。

第2段落では理想とするおいらせ町の未来を築くためにしなければならないこと(課題)が示されています。

第3段落では、前段で示された課題を解決するためには、まちづくりの主体である町民と行政、議会が協働の考え方に立って、協力して取り組むことが重要であることを明らかにしています。また、文章には合併に伴って策定された新町建設計画で示された理想の将来像「田園定住都市」が生かされています。

第4段落では、自治基本条例がめざすおいらせ町の姿を簡潔に述べ、制定する決意を宣言しています。